

令和5年度 交通事故被害者サポート事業

交通事故で家族を亡くした こどもの支援に関する シンポジウム

テーマ

「交通事故できょうだいを亡くしたこどもの支援」

このシンポジウムでは、交通事故で家族を亡くしたこどもに必要な支援や課題について意見を交わし、広く情報発信します。

開催日時

令和5(2023)年 **11月21日**[火] 13:30-15:40(開場 13:00)

会場

神戸市産業振興センター (3階) ハーバーホール

参加無料

事前申込み制 定員100名 (ライブ配信枠 500名) ※定員に達し次第締切

申込方法

裏面をご覧ください。

突然、大切な家族を亡くしたこどもは、

心に深い傷を負っています。

プログラム

■ 講演 | 講師: 櫻井 鼓 氏 (追手門学院大学准教授/横浜思春期問題研究所)

「交通事故できょうだいを亡くしたこどもの心と支援」と題してご講演いただきます。

■ 対応事例 | 講師: 赤田 ちづる 氏 (菜の会代表)

「成長過程において遺されたきょうだいを経験する困難事例と求められる長期的な支援」についてお話しいただきます。

■ 体験談の発表

こどもの頃に交通事故で家族を亡くした経験のあるご遺族にお話しいただきます。

■ 質疑応答

コーディネーター: 井上 郁美 氏
(飲酒・ひき逃げ事犯に厳罰を求める遺族・関係者全国連絡協議会幹事)

専門家: 川本 哲郎 氏
(元同志社大学教授、現同大学研究開発推進機構嘱託研究員)

会場のご案内

■ 神戸市産業振興センター (3階) ハーバーホール

〒650-0044 神戸市中央区東川崎町1-8-4 (神戸ハーバーランド内)
※ご来場の際は、公共交通機関をご利用ください。



■ アクセス

JR「神戸」駅より徒歩約5分
阪神電鉄「西元町」駅より徒歩約6分
神戸高速鉄道「高速神戸」駅より徒歩約8分
市営地下鉄海岸線「ハーバーランド」駅より徒歩約5分

会場参加のお申込みはこちらから

定員制のため、ライブ配信と重複してお申込みはご遠慮くださいますようお願いいたします。

電子メールでお申込み

件名に「会場での参加を希望」と明記の上、sympo@astem-co.co.jp宛に下記「参加申込書」の内容を送信してください。

ファックスでお申込み

下記「参加申込書」にご記入の上、06-6881-8113 (FAX) 宛に本用紙を送信してください。

参加申込書

フリガナ		TEL (必須)	
氏名 (必須)			
ご所属 (任意)		お住まいの都道府県 (任意)	
		参加希望合計人数 (必須)	名

団体等でご参加の場合は、代表者様のお名前をご記入の上、参加希望人数についてもご記入ください。

当日は、ご送信いただいた電子メールを印刷して(ファックスの場合は本用紙を)ご持参の上、(複数名でお申込みの場合は代表者様にて)受付にお越しください。

申込み期限 令和5(2023)年11月14日(火)18時まで ※定員に達しました場合は、事務局からその旨ご連絡いたします。

ライブ配信 (Zoom) での参加をご希望の方

お申込みはこちらから <https://ws.formzu.net/dist/S24628667/>

《申込み方法》

上記のお申込み先URLに接続すると申込みフォームが表示されます。申込みフォームに必要事項をご記入の上、登録してください。ご登録いただいた方に11月20日(月)までに視聴用URLとパスワードをお送りいたします。



お申込み

申込み期限 令和5(2023)年11月19日(日)正午まで ※定員に達し次第、締め切ります。

《参加にあたって》

- インターネット接続環境があるパソコン、スマートフォン、タブレット端末が必要です。
- スマートフォン、タブレットで視聴の際は、事前にZoomアプリのダウンロードが必要です。
- インターネット回線を利用した通信のため、インターネット通信料が発生します。
- インターネット環境による切断やその他アプリの障害が起きた場合は、責任を負いかねます。

オンデマンド配信のご案内

オンデマンド配信 <https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/jikosupport/index.html>

シンポジウム開催後オンデマンド配信を行います(事前申込制・期間限定)。

※詳細は警察庁ウェブサイトをご覧ください。



警察庁ウェブサイト

お問い合わせ先

《MAIL》sympo@astem-co.co.jp 《TEL》06-6881-8113

「交通事故で家族を亡くしたこどもの支援に関するシンポジウム」事務局(株式会社アステム内)

※応募者の個人情報は、本シンポジウムの運営に必要な範囲でのみ使用いたします。また警察庁が本業務を委託する業者を除き、応募者の同意なく、第三者に開示することはありません。